



三重県公報

令和元年8月2日(金)

第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
213	三重県総合文化センターの利用料金の承認	(文化振興課)	2
214	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	11
215	同件	(同)	11
216	同件	(同)	12
217	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	12
218	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	14
219	同件	(同)	15
220	同件	(同)	15
公 告			
	指定管理者の募集	(文化振興課)	16
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	17
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	18
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	18
	土地改良区の解散認可	(同)	18
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	18
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(水産研究所)	19
	同件	(警察本部)	22

告 示

三重県告示第 213 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県総合文化センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県総合文化センターの利用料金の承認（平成 27 年三重県告示第 236 号）及び同件（平成 29 年三重県告示第 433 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
公益財団法人三重県文化振興事業団
理事長 雲井 敬

- 2 利用料金の額
(1) 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋

区分				金額（円）		
				午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	64,070	96,100	128,510
			一部使用（客席のうち 1 階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	40,040	59,790	80,090
			その他のとき	42,710	64,070	85,430
			一部使用のとき	26,690	40,040	53,390
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	85,430	128,150	170,860
			一部使用のとき	53,390	80,090	106,790
			その他のとき	64,070	96,100	128,150
		一部使用のとき	40,040	59,790	80,090	
	入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			106,790	160,190	213,580
		一部使用のとき	66,210	99,310	132,410	
	入場料の額が 5,001 円以上の場合			128,150	192,220	256,310
		一部使用のとき	80,090	120,140	160,190	
	土曜日、日曜日及び休日	準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	32,030	48,050	64,070
			一部使用のとき	20,020	29,890	40,040
その他のとき			21,350	32,030	42,710	
		一部使用のとき	13,340	20,020	26,690	
入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	80,090	120,140	160,190	
		一部使用のとき	49,650	74,210	99,310	
	その他のとき	53,390	80,090	106,790		
	一部使用のとき	33,100	49,650	66,210		
入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	106,790	160,190	213,580		
	一部使用のとき	66,210	99,310	132,410		
	その他のとき	80,090	120,140	160,190		

			一部使用のとき	49,650	74,210	99,310
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		133,480	200,240	266,980
			一部使用のとき	82,760	123,880	165,520
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		160,190	240,280	320,380
			一部使用のとき	99,310	148,970	198,630
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	40,040	60,070	80,090
			一部使用のとき	24,820	37,100	49,650
			その他のとき	26,690	40,040	53,390
			一部使用のとき	16,550	24,820	33,100
中ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	32,030	48,050	64,070
			その他のとき	21,350	32,030	42,710
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	42,710	64,070	85,430
			その他のとき	32,030	48,050	64,070
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		53,390	80,090	106,790
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		64,070	96,100	128,150
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	16,010	24,020	32,030
	その他のとき		10,670	16,010	21,350	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	40,040	60,860	80,090
			その他のとき	26,690	40,570	53,390
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	53,390	81,150	106,790
			その他のとき	40,040	60,860	80,090
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		66,740	101,450	133,480
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		80,090	121,740	160,190
準備及び練習の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	20,020	30,430	40,040	
	その他のとき	13,340	20,280	26,690		
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	9,600	14,410	19,210
			その他のとき	6,400	9,600	12,810
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,810	19,210	25,620
			その他のとき	9,600	14,410	19,210
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		16,010	24,020	32,030
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		19,210	28,830	38,430
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	4,800	7,200	9,600
			その他のとき	3,200	4,800	6,400

	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	11,210	17,620	24,020
			その他のとき	7,470	11,740	16,010
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	14,950	23,480	32,030
			その他のとき	11,210	17,620	24,020
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合	18,670	29,360	40,040	
		入場料の額が 5,001 円以上の場合	22,410	35,240	48,050	
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	5,600	8,810	12,010
			その他のとき	3,730	5,870	8,000
第 1 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	8,530	12,810	17,080	
		その他の場合	4,260	6,400	8,530	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	10,670	16,010	21,350	
		その他の場合	5,330	8,000	10,670	
第 2 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,400	9,600	12,810	
		その他の場合	3,190	4,790	6,400	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,470	11,740	16,010	
		その他の場合	3,730	5,860	8,000	
大ホール	楽屋 1 及び楽屋 2		2,120	3,190	4,260	
	楽屋 3 から楽屋 8 まで		740	1,050	1,480	
	楽屋 9		1,810	2,660	3,620	
	楽屋 10		1,270	1,910	2,550	
中ホール	楽屋 11		740	1,050	1,480	
	楽屋 12 及び楽屋 13		2,120	3,190	4,260	
	楽屋 14 から楽屋 18 まで		740	1,050	1,480	
	楽屋 19		410	630	840	
	楽屋 20		1,380	2,120	2,770	
小ホール	楽屋 21 及び楽屋 22		740	1,050	1,480	
	楽屋 23		510	760	1,020	
	楽屋 24		590	900	1,190	
	ワークショップ		2,040	3,070	4,080	

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち 1 人当たりの最高額をいう。
- 2 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 10 時まで又は午後 1 時から午後 10 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

(2) 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分				金額 (円)		
				午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
第 1 ギャラ リー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	44,840	57,660	57,660
			その他の場合	14,950	19,210	19,210
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	22,410	28,830	28,830
			その他の場合	7,470	9,600	9,600
	土曜日、日曜 日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	54,460	68,880	68,880
			その他の場合	18,150	22,950	22,950
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	27,220	35,240	35,240
			その他の場合	9,070	11,740	11,740
第 2 ギャラ リー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		32,030	40,040	40,040
		その他の場合		10,670	13,340	13,340
	土曜日、日曜 日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		38,430	48,050	48,050
		その他の場合		12,810	16,010	16,010
レセプショ ンルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		17,930	23,050	23,050
		その他の場合		8,960	11,520	11,520
	土曜日、日曜 日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		35,240	46,450	46,450
		その他の場合		17,620	23,220	23,220
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		17,930	20,920	20,920	
	その他の場合		8,960	10,450	10,450	
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,100	9,600	9,600	
	その他の場合		4,050	4,790	4,790	
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,690	5,120	5,120	
	その他の場合		2,340	2,550	2,550	

備考

- 1 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 9 時まで又は午後 1 時から午後 9 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

(3) 三重県生涯学習センター

区分		金額 (円)		
		午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,670	14,790	14,790
	その他の場合	6,320	7,380	7,380
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,100	14,120	14,120
	その他の場合	6,040	7,060	7,060
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,260	7,160	7,160
	その他の場合	3,130	3,580	3,580

4 階小研修室 1	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920
	その他の場合	2,010	2,460	2,460
4 階小研修室 2	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,680	4,490	4,490
	その他の場合	1,840	2,240	2,240
2 階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920
	その他の場合	2,010	2,460	2,460

備考

- 1 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 9 時まで又は午後 1 時から午後 9 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

(4) 三重県男女共同参画センター

区分				金額（円）		
				午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
多目的 ホール	平日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	9,600	14,410	14,410
			その他のとき	6,400	9,600	9,600
		入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	12,810	19,210	19,210
			その他のとき	9,600	14,410	14,410
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		16,010	24,020	24,020
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		19,210	28,830	28,830
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	4,800	7,200	7,200
	その他のとき		3,200	4,800	4,800	
	土曜日、 日曜日及 び休日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	11,210	17,620	17,620
			その他のとき	7,470	11,740	11,740
		入場料の額が 1,001 円 以上 3,000 円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	14,950	23,480	23,480
			その他のとき	11,210	17,620	17,620
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合		18,670	29,360	29,360
		入場料の額が 5,001 円以上の場合		22,410	35,240	35,240
準備及び練習の場合		営利又は宣伝を目的と する催物のとき	5,600	8,810	8,810	
	その他のとき	3,730	5,870	5,870		
特別会 議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,690	5,760	5,760	
	その他の場合		2,340	2,880	2,880	
セミナ ー室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		9,170	10,880	10,880	
	その他の場合		4,580	5,430	5,430	
セミナ ー室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,260	4,900	4,900	
	その他の場合		2,120	2,450	2,450	
セミナ ー室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		9,170	10,880	10,880	
	その他の場合		4,580	5,430	5,430	

セッションルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		880	1,010	1,010
	その他の場合		440	500	500
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	11,310	13,020	13,020
		その他の場合	5,650	6,500	6,500
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	7,670	8,960	8,960
		その他の場合	3,830	4,480	4,480
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,830	4,480	4,480
		その他の場合	1,910	2,240	2,240
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		3,620	4,260	4,260
	その他の場合		1,810	2,120	2,120
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		6,930	8,000	—
	その他の場合		3,460	4,000	—
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,900	5,550	5,550
	その他の場合		2,450	2,770	2,770

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち 1 人当たりの最高額をいう。
- 2 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 9 時まで又は午後 1 時から午後 9 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

(5) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

1 平方メートル当たり 1 年間につき 40,330 円

備考

- 1 利用する面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 平方メートルとする。
- 2 金額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

区分		金額（円）		
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
祝祭広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
知識の広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
その他の場所（1 平方メートル当たり）		1 年間につき 40,330		

備考

- 1 祝祭広場及び知識の広場の利用において、参加者整列、撮影等の場合は無料とする。
- 2 その他の場所については、利用する面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 平方メートルとする。
- 3 金額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) センターの附属設備及び備品

ア 空調設備

ホール名	単位	金額（円）	
		三重県文化会館	三重県男女共同参画センター
大ホール	1 時間	4,260	—
中ホール	1 時間	3,190	—
小ホール	1 時間	1,050	—
多目的ホール	1 時間	—	1,050

イ 附属設備

設備名	単位	金額（円）	
		三重県文化会館 三重県生涯学習センター 三重県男女共同参画センター	
(舞台設備)			
オーケストラピット (大ホール 1)	一式		5,330
オーケストラピット (大ホール 2)	一式		5,330
オーケストラピット (中ホール) (脇花道を含む。)	一式		8,530
音響反射板 (大ホール)	一式		8,530
音響反射板 (中ホール)	一式		5,330
舞台せり (大)	一式		3,190
舞台せり (小)	一式		1,050
スライディング	一式		5,330
回り舞台	一式		5,330
美術バトン	1 本		410
平台	1 坪		210
演台 (大) (花台を含む。)	一式		1,050
演台 (中) (花台を含む。)	一式		520
司会台	1 台		310
長机	1 台		100
折り畳み椅子	1 脚		50
オーケストラ用椅子	1 脚		100
式典用椅子	1 脚		310
所作台	一式		8,530
仮設能舞台	一式		16,010
松羽目	一式		2,660
竹羽目	一式		2,660
地がすり (黒色)	一式		3,190
地がすり (灰色)	一式		3,190
バレエマット	一式		5,330
吊り下げ式スクリーン	1 枚		2,090
定式幕	一式		5,330
白紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
黒紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
灰紗幕 (英国紗)	1 枚		2,120
リアスクリーン	1 枚		5,330
ジョーゼット幕	1 列		5,330
バック幕 (波紗幕)	1 枚		5,330

ドロップ (山景色)	1 枚	5,330
ドロップ (川景色)	1 枚	5,330
ドロップ (波景色)	1 枚	5,330
金屏風	1 双	2,120
銀屏風	1 双	2,120
上敷	1 坪	210
和太鼓 (二尺丸台付)	1 台	1,050
毛せん (緋)	大	1,570
毛せん (緋)	小	420
毛せん (紺)	大	1,570
毛せん (紺)	小	420
赤布	1 坪	100
高座座布団	1 枚	210
長座布団	1 枚	210
ドライアイスマシン	1 台	2,120
(楽器)		
ピアノ (スタンウェイ) (大ホール・中ホール)	1 台	13,880
ピアノ (スタンウェイ) (小ホール・リハーサル室)	1 台	6,400
ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台	13,880
ピアノ (ヤマハ)	1 台	6,400
ピアノ (カワイ)	1 台	6,400
アップライトピアノ	1 台	1,050
電子ピアノ	1 台	1,050
ピアノ足台	1 台	300
チェレスタ	1 台	5,330
ポジティブオルガン	1 台	10,670
チェンパロ	1 台	10,670
ハープ	1 台	5,330
チャイム	1 台	2,120
ティンパニ	一式	3,190
ドラムセット	一式	1,040
ギターアンプ	1 台	520
ベースアンプ	1 台	520
バスドラム	1 式	1,010
指揮台 (2 段式)	1 式	520
譜面台 (折り畳み式)	1 台	50
譜面台 (スタンド式)	1 台	100
譜面灯	1 灯	50
ベース椅子	1 脚	210
(照明設備)		
スポットライト	1 k w	210
ピンスポットライト (3 k w)	1 台	2,120
ピンスポットライト (2 k w)	1 台	1,050

ピンスポットライト (1k w)	1 台	520
パニー (2.5k w)	1 台	2,120
マルチストロボ	1 台	1,050
スモークマシーン	1 台	2,120
持込照明電源使用料	1k w	150
(音響設備)		
拡声装置 (大ホール又は中ホール)	一式	2,660
拡声装置 (小ホール又は多目的ホール)	一式	1,050
マイク	1 本	520
録音再生装置	1 台	520
移動用ミキサー	1 台	2,090
音響効果機器	1 台	1,040
移動用ダイレクトボックス	1 台	620
移動用スピーカ (大)	1 台	2,090
移動用スピーカ (小)	1 台	1,040
三点吊装置	一式	410
ポータブルワイヤレスシステム	一式	1,050
持込音響電源使用料	1k w	150
(映写設備)		
16 ミリ・35 ミリ兼用映写機	一式	10,670
35 ミリ映写機	一式	5,330
16 ミリ映写機 (ホールにあるものに限る。)	一式	3,190
16 ミリ映写機 (レセプションルーム・視聴覚室)	一式	2,120
スライド映写機	一式	1,050
オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,050
オーバーヘッドカメラ	一式	1,050
ビデオプロジェクター	一式	2,120
モニターテレビ	1 台	500
(その他)		
持込機材電気使用料	1k w	150
A Vシステム (A)	一式	2,120
A Vシステム (B)	一式	1,050
同時通訳機	一式	16,010
茶器 (茶室・和室)	一式	3,050
ノート型パソコン	1 台	1,040
仮設ステージ	1 台	310
丸テーブル (大)	1 台	310
丸テーブル (小)	1 台	150
可動式スクリーン	1 台	500
ホワイトボード	1 台	300
T字スタンド	1 本	300
展示パネル (1 ラック)	10 枚	1,520
展示パネル	1 枚	200
サインスタンド (大)	1 台	1,250

サインスタンド (中)	1 台	1,040
サインスタンド (小)	1 台	520
オペラグラス	50 個	2,610
シートクッション	50 個	4,710

備考

- 1 空調設備の利用の時間が 1 時間未満であるときは、当該利用の時間は 1 時間とし、利用の時間に 1 時間未満の時間があるときは、当該 1 時間未満の時間は切り捨てとする。
- 2 附属設備の利用料金は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 9 時 (大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあつては午後 10 時) までの各時間帯における利用料金とする。ただし、茶器 (茶室・和室) の利用料金は、午前 9 時から午後 5 時までの利用料金、サインスタンド、オペラグラス及びシートクッションの利用料金は、午前 9 時から午後 9 時 (大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあつては午後 10 時) までの利用料金とする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 7 月 25 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 214 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町小阪字本郷 264、飛鳥町小又字荒谷 603
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 215 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町大又字下朽 1264
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 216 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字保谷 2903 の 1、2905、2906 の 1、2907、2908、2909、2910

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 217 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) MEGA ドン・キホーテ UNY 名張店

名張市下比奈知字黒田 3002 番地ほか 20 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

アピタ名張店

(変更後)

(仮称) MEGA ドン・キホーテ UNY 名張店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

名 称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈
株式会社榮進堂書店	愛知県名古屋市中区千種区井上町 78 番地	青木 克行
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	中尾 文彦
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 60 番 7 号	上田 稔夫
株式会社御菓子司さわ田	名張市鍛冶町 92 番地	澤田 孝司
株式会社星安	名張市平尾 3225 番地	星安 孝悦
株式会社津坂	鈴鹿市若松北一丁目 36 番 17 号	津坂 千賀夫
A s - m e エステール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号	丸山 雅史
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	坂野 達哉
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社スイーツスタイル	愛知県名古屋市中区黒川本通二丁目 46 番地	田中 保成
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目 2 番 11 号	小野山 晴夫
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	曲渕 恵美子
A. C. T. S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村 信弘
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	藤田 敏
オキツモ物流株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
浦野 勝司	愛知県豊川市諏訪四丁目 48 番地	—

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目 18 番地	片桐 三希成
未定	—	—

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
ユニー株式会社	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分
その他の小売業者	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
UDリテール株式会社	午前 8 時 00 分	午前 2 時 00 分
未定	午前 8 時 00 分	午前 2 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

駐車場 2	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 3	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 4	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 5	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 2	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 3	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 4	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 5	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

3 変更年月日

- 2(1) 令和元年 7 月 22 日
- 2(2) 平成 31 年 4 月 15 日
- 2(3) 令和元年 7 月 22 日
- 2(4) 令和元年 9 月 2 日

4 変更理由

- 2(1) 店舗名称の変更のため
- 2(2) 建物設置者の代表者氏名の変更のため
- 2(3) 小売業者の商号等の変更のため
- 2(4) 営業計画の変更のため

5 届出の日

令和元年 7 月 22 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 8 月 2 日から同年 12 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 218 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ぎゅーとらラブリー小田店
伊賀市小田町字泥畑 260 番ほか 9 筆

2 伊賀市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 計画施設北側の生活道路に施設利用者の車両が進入する懸念があることに対し、施設内店舗のホームページでの周知、看板設置による注意喚起、交通整理員の配備等の対策を確実にを行い、円滑で安全な交通環境を整備すること。

イ 施設内市道の加工にあたり、引き続き伊賀市建設部企画管理課と道路の安全対策等に係る協議を継続すること。

ウ 周辺道路の交差点需要率及び交通容量比については基準となる数値を上回らないものの、近隣に多数の飲食店があるため時間帯によっては交通量が大幅に増加する。

また、来退店経路として想定している交差点 B について、交差点 C から西進する車両が交差点 B の手前の無信号交差点を右折することにより渋滞が生じている。

については、上記2点について考慮し、交差点B及びCのある道路を通行する上野コミュニティバス「しらさぎ」の運行に遅延が生じないように対応すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

(騒音発生施設の管理について)

ア 荷さばき施設における作業が早朝に実施されるが、その北側に民家があるため騒音発生の抑制に留意すること。

イ 夜間に当施設から店舗西側の民家に対して発生する騒音を抑制する方策を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物保管庫を適切に使用するとともに、搬出にあたっては悪臭の発生を抑制するために迅速に作業を行うこと。

イ 食品残渣については、食品リサイクルによる処理に努め、廃棄物の減量に努めること。

(4) その他の事項

(汚水の処理について)

ア 汚水処理について適切な処理を行うこと。

イ 排水について伊賀市上下水道局下水道課の同意を得ること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年8月2日から同年9月2日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー明和店本館

多気郡明和町大字有爾中字五反田165番地ほか

2 明和町から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年8月2日から同年9月2日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第220号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明和町複合商業店舗

多気郡明和町大字有爾中字発し943

2 明和町から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年8月2日から同年9月2日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

次のとおり文化交流ゾーンを構成する県立文化施設（三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び三重県立美術館）に係る指定管理者を募集します。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

(1) 名称

- ア 三重県総合文化センター（三重県立図書館を含みます。以下「センター」といいます。）
- イ 三重県総合博物館（以下「総合博物館」といいます。）
- ウ 三重県立美術館（以下「美術館」といいます。）

(2) 所在地

- ア センター 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
- イ 総合博物館 三重県津市一身田上津部田 3060 番地
- ウ 美術館 三重県津市大谷町 11 番地

(3) 規模等

ア センター

- 開 設 平成 6 年 10 月
- 敷地面積 62,224.9 m²
- 延床面積 46,305.8 m²（文化会館棟 29,415 m²、生涯学習棟 11,763 m²及び男女共同参画棟 5,127 m²）
- 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

イ 総合博物館

- 開 設 平成 26 年 4 月
- 敷地面積 38,884 m²
- 延床面積 11,705 m²
- 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）及び免震構造

ウ 美術館

- 開 設 昭和 57 年 9 月
- 敷地面積 24,403.80 m²
- 延床面積 10,665.88 m²
- 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

2 指定期間（予定）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 文化交流ゾーンに係る広報等の業務
- (2) センター（三重県立図書館を除きます。）の事業の実施に関する業務
- (3) センター（三重県立図書館を除きます。）の施設、美術館の県民ギャラリー等の利用の許可等に関する業務
- (4) センター（三重県立図書館を除きます。）及び美術館の県民ギャラリーの利用料金の収受等に関する業務
- (5) センター、総合博物館及び美術館の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) その他センター、総合博物館及び美術館の管理上必要な業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、令和元年 8 月 2 日（金）から同月 14 日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、7 の場所宛てに令和元年 8 月 9 日（金）午後 5 時までに到着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

令和元年 8 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から総合博物館において、同日午後からセンターにおいて、同月 27 日（火）午前 9 時 30 分から美術館において行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、令和元年 9 月 2 日（月）から同月 18 日（水）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和元年 9 月 18 日（水）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
 三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 東爪、山本
 電話 059-224-2233
 ファクシミリ 059-224-2408
 電子メール bunka@pref.mie.lg.jp

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
農事組合法人 向平営農組合	いなべ市	いなべ市北勢町畑毛字中切 71 ほか 2 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城川久保 2484
株式会社 大田農産	津市	津市白山町中ノ村宮石 454 ほか 56 筆
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬尾鼻 1293-1 ほか 11 筆
農事組合法人 土実樹	度会郡南伊勢町	度会郡南伊勢町切原ササギヲ 1075 番ほか 1 筆
虻川 哲郎	度会郡南伊勢町	度会郡南伊勢町五ヶ所浦手後 774 番ほか 17 筆
末廣 貴生	伊賀市	伊賀市上神戸挟戸 6035 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

令和元年8月2日から同月15日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、八王子土地改良区から申請のありました土地改良事業（八王子土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年8月5日から同年9月2日まで
- 3 縦覧の場所
四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町1番5号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（中勢用土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和元年7月25日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、上条土地改良区（四日市市西村町5142番地）の解散を令和元年7月25日認可しました。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農業競争力強化農地整備事業徳田地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年8月2日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年8月5日から同年9月2日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量

が平成 31 年 3 月 29 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 3 級水準測量）
- 2 作業地域
津市半田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 6 月 17 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
津市河芸町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 6 月 28 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市石川

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県水産研究所 調査船「あさま」中間検査に伴う修理工事（総トン数 79 トン）
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結日の翌日から起算して 120 日間
 - (4) 委託業務履行場所
落札事業者（契約者）所有の造船所所在地
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和元年8月30日（金）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3
三重県水産研究所総務調整課 担当 三橋
電話 0599-53-0016 ファクシミリ 0599-53-1843

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年9月6日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年9月20日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、浜島郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年9月20日（金）15時

なお、入札書は令和元年9月12日（木）から同月20日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 2933

宛 先 浜島郵便局留め

受取人 三重県水産研究所総務調整課

案件名 三重県水産研究所 調査船「あさま」中間検査に伴う修理工事（総トン数 79 トン）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年 9 月 20 日（金）15 時 30 分

場所 三重県志摩市浜島町浜島 3654-3

三重県水産研究所総務調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Repairs of the research vessel “Asama(79 tons)”(an intermediate inspection)
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the Internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, September 20, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, September 12, 2019 and 3:00 P.M. on Friday, September 20, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, September 20, 2019.
- (4) Managing Authority :
General affairs and Coordination Division, Mie Prefecture Fisheries Research Institute 3564-3 Hamajima, Hamajima-cho, Shima city, Mie 517-0404, Japan
TEL : 0599-53-0016

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和元年8月2日

三重県警察本部長 難波健太

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県警察WANシステム端末装置等 509式（調整等一式）
警察WAN端末 330式
モバイル端末 179式
- (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
令和2年1月31日（金）
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部警務部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和元年 8 月 21 日（水）13 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 機能確認書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 林
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和元年 9 月 18 日（水）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和元年 9 月 3 日（火）17 時まで通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 9 月 18 日（水）15 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和元年 9 月 18 日（水）15 時まで
なお、津塔世橋郵便局へは令和元年 9 月 9 日（月）から同月 18 日（水）15 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課用度係
案件名 WANシステム端末装置等の購入（第 2 期分）入札書在中
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和元年 9 月 18 日（水）15 時 10 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳

正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural Police WAN System Terminal, etc. 509 units

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, September 18, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi post office, between Monday, September 9, 2019 and 3:00 P.M. on Wednesday, September 18, 2019.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, September 18, 2019.

- (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters 1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL : 059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX : 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
